

平成30年9月12日

自動車局整備課

街頭検査における車検切れ車両の対策を強化します — 全国の街頭検査へ「ナンバー自動読取装置」を導入 —

国土交通省では、全国で行う街頭検査に可搬式の「ナンバー自動読取装置」を導入し、公道を走行する車検切れ車両を把握し、当該車両のドライバーに直接指導・警告する対策を今月より開始します。

国土交通省では、平成29年度より、街頭検査において可搬式の「ナンバー自動読取装置」を試行的に導入し、公道を走行する車検切れ車両のドライバーに対して直接指導・警告する対策を行ってきました。

平成29年度の試行導入の結果を踏まえ、今年度から、全国で行う街頭検査に当該装置を導入することとし、今月より運用を開始します。

可搬式ナンバー自動読取装置の導入実績・計画

・平成29年度 5カ所の街頭検査に試行導入

実施箇所	全国5箇所（北海道、沖縄、長崎、茨城、兵庫）における街頭検査
読取台数	計3,696台
捕捉台数	7台（ドライバーに対して警告書を交付）

(http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000177.html)

・平成30年度 全国で行う街頭検査に導入・運用

(参考)「車検切れ車両」に対する国土交通省の取組み

車検切れ車両による運行は安全上の問題があるほか、自動車損害賠償責任保険（強制保険）が切れている可能性も高いことから、国土交通省では無作為に抽出した車検切れ車両のユーザーに対して注意ハガキを送付、国土交通省 HP における通報窓口の設置等を行っています。

(無車検車・無保険(共済)車通報窓口：http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha.tk5_000012.html)



街頭検査における車検切れ車両対策の流れ(イメージ)

【問い合わせ先】

自動車局整備課 村井、加野島、及川
代表：03-5253-8111（内線 42427）
直通：03-5253-8589
FAX：03-5253-1639